

禁煙治療費に係る自己負担額一部助成事業

禁煙外来治療費の一部を助成する制度を創設するほか、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発の取組を実施する。

1 事業開始

平成29年度（2017年度）

2 目的

本市が目指す健康寿命の延伸に向けて、その基盤となるがん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病の予防を推進する観点から、その危険因子となるたばこ対策について、これまでの取組に加え、個人の禁煙のための取組の支援や受動喫煙防止対策等の総合的なたばこ対策を実施することにより、本市におけるスモークフリー（たばこの煙のない）環境の推進を図る。

3 禁煙治療費に係る自己負担額一部助成制度（平成29年（2017年）5月1日～）

（1）概要

保険診療による禁煙治療に要した治療費について、最大1万円を上限に助成する。また、必要に応じて、禁煙相談の実施等必要なフォローを行うことにより、個人が行う禁煙への取組及び治療終了後の禁煙の継続を支援する。

（2）助成対象要件

吹田市に住民登録があって、以下のいずれにも該当する人

ア 禁煙治療を実施している医療機関において保険診療により禁煙治療を受け、所定の治療過程（約12週間の治療期間で5回の診療）を終了していること

イ 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと

（3）予算額及び対象者数

80万円（1万円×80人）

(4) 実績

| | | | |
|----------------|------------|--------------|-----|
| 平成29年度(2017年度) | 禁煙治療開始届出者数 | 111人、助成金交付者数 | 49人 |
| 平成30年度(2018年度) | 禁煙治療開始届出者数 | 88人、助成金交付者数 | 59人 |
| 令和元年度(2019年度) | 禁煙治療開始届出者数 | 66人、助成金交付者数 | 37人 |